

財政状況等一覧表用語解説

1 一般会計及等の財政状況

一般会計等	一般会計は、議会費や総務費、教育費といった自治体の基本的な経費が網羅して計上されるが、土地地区画整理事業など特定の収入がある事業を行うため、一般会計と区分して経理する必要がある場合に特別会計を設置することができる。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額。
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越す必要がある財源を控除した純粋な剰余金。
繰入金	一般会計と特別会計などの会計間でおこなう現金の移動をいう。
地方債	自治体が必要な財源を調達するために負う借金。

2 公営企業会計等の財政状況

公営企業会計等	競馬や競輪、競艇などの公営競技に係る収益事業会計、国保特別会計、老人保健事業特会、介護保険特会などと、水道、下水道、病院、交通などの公営企業会計を指す。
総収益	その期の営業活動に伴う収益。 ・ 営業収益（料金収入等） ・ 営業外収益（受取利息・他会計補助金等） ・ 特別利益（固定資産売却益等）
総費用	その期の営業活動に伴う費用。 ・ 営業費用（人件費・物件費等） ・ 営業外費用（支払利息等） ・ 特別損失（固定資産売却損等）
純損益	法適用企業における、総収益から費用を差し引いた額のこと。純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼ぶ。
資金剰余額 / 不足額	公営企業ごとに資金収支の累積剰余額 / 不足額を表すもので、法適用企業については、基本的に、流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業については、基本的に、一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額。

法適用企業	地方公営企業法の適用を受ける事業。 ・水道、工業用水道、病院、電気事業等
法非適用事業	地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業。 ・下水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業等

3 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合。
---------------	---

4 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

経常損益	当該法人等の経常的な経営活動から生ずる経常収益と経常費用の差額をいい、経営状態を示すものである。一般的にこの数字が大きいところは、利益をあげていると言える。
純資産	貸借対照表上の資本金、資本剰余金、利益剰余金を合計したもので、自己資本あるいは株主資本とも呼ぶ。
正味財産	公益法人会計基準における、資産の合計額と負債の合計額の差額のこと。
出資金	市町村が当該法人の債権や株式を取得したり、財団法人の寄附行為に係る出捐金を支出する経費をいう。
補助金	当該法人等の行う事務や事業に対し、その助成あるいは財政上の援助を与えるために市町村が交付するお金を意味する。
貸付金	市町村が当該法人等へ貸しているお金を意味する。
債務保証	当該法人等が受けた融資等について、当該市町村がその返済を保証することをいい、破綻等で融資の返済不能となった場合、市町村が代わりにその金融機関等に返済するようになるもの。
損失補償	当該法人等が受けた融資等について、当該市町村がその返済を保証することをいい、破綻等で融資の返済不能となった場合、市町村が代わりに金融機関等にその「損失」の一定割合又は一部を返済するようになるもの。

5 充当可能基金の状況

基金	<p>特定の目的のために資金を積み立て、又は運用するために設けられる財産。</p> <p>「充当可能基金」とは、市町村の将来負担額として計上される借金等の返済の財源として使える基金のこと。</p>
-----------	--

6 財政指標の状況

実質赤字比率	<p>歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものの。</p>
連結実質赤字比率	<p>市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものの。</p>
実質公債費比率	<p>平成 18 年度から地方債の発行が従来からの許可制から協議制に移行したことに伴い導入された財政指標であり、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値のこと。</p>
将来負担比率	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。（＝「現在の負担」の状況）</p> <p>一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社及び市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除したものです。（＝「将来の負担」の状況）</p>
財政力指数	<p>当該団体の財政力を表す指標で、この数値が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。</p> <p>算定方法は、基準財政収入額（標準的な状態において見込まれる税収入）を基準財政需要額（自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行った場合の財政需要）で除して得た数値の過去3ヶ年平均。</p>
資金不足比率	<p>一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。</p>

経常収支比率	経常的な歳出の経常的な収入に対する割合で、財政構造の弾力性を示す指標。この比率が高くなるほど財政が硬直化していることを示す。
---------------	--